



雀の宮交番だより



令和7年11月号
雀の宮交番
028-653-8110

児童虐待の防止

児童虐待とは、保護者がその監護する児童（18歳未満）に対して行うもので、殴る、蹴るなどの身体的虐待や性的虐待だけでなく、心理的虐待やネグレクトも含まれます。

○身体的虐待

殴る、蹴る、やけどを負わせる、縛るなど生命に危害を及ぼす行為をいいます。

○性的虐待

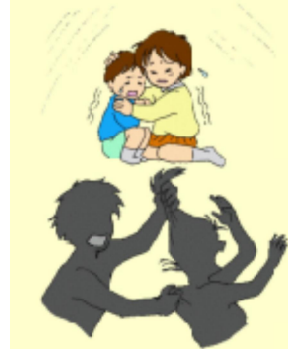
児童に対するわいせつな行為で、性的行為を見せたり、裸の写真を撮ったりする行為も含まれます。

○ネグレクト

食事を与えなかったり、家や車の中に置き去りにする行為などです。育児放棄や育児怠慢ともいいます。

○心理的虐待

言葉により脅かしたり、無視するなど子どもに心的外傷を与える行為をいいます。子どもの目の前で他の家族などに暴力を振るう行為も含まれます。



「児童虐待かも!?!」と思ったら、警察や児童相談所に通報を!

- 子どもが泣き叫ぶ声や大人の怒鳴り声が聞こえる。
- 子どもに不自然な傷や打撲の痕がある。
- 子どもの服や体がいつも汚れている。
- 夜中に子どもが1人で歩いている。
- 車内に子どもだけ残されている。



タイヤ泥棒多発中!

管内にて駐車場等に置いていたタイヤが盗まれる事件が多発しています! 被害に遭わないよう対策をお願いします。

盗まれやすいタイヤの保管場所として次のような所が挙げられます。

一軒家の駐車場・軒下、アパートの駐車場・階段下など

対策

- ☆ タイヤは、倉庫やガレージ等の屋内に保管しましょう。
- ☆ 保管場所には、防犯カメラやセンサーライトを設置しましょう。
- ☆ 屋外保管をする場合は、鎖等をタイヤと固定物に通して南京錠を掛け、カバーを掛けましょう。
- ☆ 整備工場等でのタイヤ保管サービスを活用しましょう。